

太子町公開型GIS構築業務事業者選考 採点基準

各事業者の企画提案等に対して、下記の審査項目に対応する評価の観点ごとに、各配点額を上限に審査する。

審査対象		評価基準		評価の観点		配点
1	事業者・技術者の評価			業務を的確に遂行できる十分な人員、組織体制及びセキュリティ体制は確保されているか。		2
2	企画提案書	(1)	本業務に関する基本的な考え方	提案システムの構築にかかる留意点や重点個所が明確であるか。		6
		(2)	提案システムの概要	システムに関わる他のシステムとの連携方法や連携データの概要が明確であるか。		4
		(3)	提案システムの機能・構成	提案するシステムが町の要望する機能・課題解決に適しているか。		6
		(4)	性能・信頼性・安全性	セキュリティを確保する手法が明確であるか。		2
		(5)	可用性・耐障害性要件	障害発生時でも業務への影響を最小限にする体制(仕組み)が確立され、障害時の対応が明確であるか。		2
		(6)	プロジェクトの管理・実施体制	スケジュールに無理がなく、突発的な問題が発生しても十分リカバリーできる計画であるか。		2
		(7)	システム運用保守条件	問い合わせ窓口が一本化され、本町の要求を満足する運用保守体制となっているか。サポート体制が整っているか。		2
		(8)	研修	新システムの操作方法・教育に関するシステム管理者向け研修があり、スケジュールも明確であるか。		2
		(9)	その他	独自提案はあるか。		2
		2(1)～(9)の計				
3	プレゼンテーション	(1)	本業務に対する積極的な取組意欲が感じられるか。			4
		(2)	職員へのサポートが十分であるか。			6
		(3)	データの更新方法等、職員への負担が少ないシステムであるか。			8
		(4)	住民にとって使いやすい・分かりやすいシステムであるか。			8
		(5)	要点がまとめられ、ITに詳しくない職員に対しても説明がわかりやすいか。			4
		3(1)～(5)の計				
4	システム機能要件		「機能要件(様式4)」の回答に基づき下記の基準に基づいて評価点を算出する。			20
5	価格提案書		価格提案書に記載された金額から計算した数値(小数点第一位以下切り捨て)を点数とする。ただし、金額が事業上限額を超過する場合は失格とする。			20
合 計 (満点:100点)						